



働くという未来への歩みに  
安心感と喜びを

令和7年5月号

# 未来歩 だより

## 国は労働移動を推進 人材定着の対策が必須の時代に

従業員は、退職後要件を満たせば雇用保険から給付（いわゆる失業保険）を受けられますが、受給開始までには給付制限が設けられており、自己都合退職の場合であれば、待期期間を満了してから2か月間経過しないと受給できませんでした。それがこの4月からは原則1か月間に短縮されています。さらに注目すべき点は、リスキリングの教育訓練等を受講すると給付制限が解除され、待期期間が満了すればすぐに受給できるようになったということです。

このような改正の背景には、国が成長分野への労働移動を推進しているという事実があります。スキルを磨き、転職し、貢献度に見合った高い給与を得られる人材を増やすという改革が進められているのです。

従業員にとっては転職しやすい環境が整えられてこれまでよりも転職のハードルが下がり、会社にとってはこれまで以上に人材流出の可能性が高まっているのです。

法令遵守や労務管理ができていることは、人材定着・人材確保のためのスタートラインです。不安のある事業所様は、ぜひご相談ください！

### 今月のひとこと

先日とある発表をする機会をいただきました。直前で「巻きで」というオーダーが入ったこともあり、早口になってしまったことを心配していましたが、終了後には「良かった」というお声をいただき大変安堵しました。感想を相手に伝えることの大切さを再認識する出来事となりました。



助成金や労務情報を積極的に  
お届けする「提案型」の  
社労士事務所です！

かいとうあゆみ  
代表 皆藤 歩



「労務管理をアウトソーシングしたい」  
「助成金を活用したい」といった具体的なお話から  
「法改正や社員の問題に悩まず事業に集中したい」  
「法令遵守プラスアルファの取り組みをしたい」  
といったご相談まで、お気軽にお聞かせください。  
一緒に会社を成長させていきましょう！

みらいふ  
社会保険労務士事務所 未来歩  
〒550-0003 大阪市西区京町堀1丁目17番地11

<https://miraif-sr.com/>